

# 「1920年恐慌」後の農家経済の実像

## — 越前真宗地帯での事例 —

三 上 一 夫

Studies on Farm-Economic Conditions after the Period of  
“1920 Panic” — Especially in case of Echizen Shinshū sect Areas —

Kazuo MIKAMI

This paper aims to analyze farm-economic conditions after the period of “1920 Panic” in Echizen Shinshū sect Areas and tries to clarify the fact that the middle class farmers such as owner cultivators and part-owner cultivators could endure the hardship of the panic in their desperate efforts. In this case, we must recognize that the Shinshū sect doctrines, which respect the occupational labor and the worldly life, stimulated increase of their farm-products.

### 1. 課題

第一次世界大戦後、日本資本主義の投機的繁栄はなおしばらく続き、大正8年（1919）に最高潮に達するが、そのブームも暫らくで終え、翌9年3月の株式市場の暴落を契機に、いわゆる「戦後恐慌」がはじまった。代表的農産物の「米と繭」でみると、米価が東京中央相場年平均石当たりで、8年の45.99円（指数100）から9年の44.63円（同97）、さらに10年には30.79円（同67）、繭価が全国平均貫当たりで、8年の11.93円（指数100）が、9年には7.59円（同64）、さらに10年が7.53円（同63）という大幅な下落となる。そして翌11年では、米価・繭価の双方ともかなり回復するが、8年の水準には到底及ばなかった<sup>1)</sup>。

本稿では、こうした「戦後恐慌」のなかで、福井県下でも特に越前地方において、割と標準的な経営耕作地1町前後ならびに1町から2町程度の農家経済の実態を、自作・自小作・小作農別に検討する。そして厳しい社会経済情勢下で、これら農民諸階層がどんな対応をみせたかを明らかにしたいが、さらにこのさい、越前真宗地帯にあって、真宗教義に特徴的な「職業倫理」<sup>2)</sup>が、かれらにどんな作用を及ぼしたかについても考察することにする。

### 2. 調査対象 3村落の概要

「戦後恐慌」後の大正10年・11年・13年の3カ年につき、越前地方の市街地付近農村として、

足羽郡東安居村（現福井市），平坦地農村で，坂井郡伊井村（現金津町），山附農村には，吉田郡上志比村を選び，それぞれ各村で耕作地の標準的な自作・自小作・小作の3農家を調査対象とする。

表-1 調査対象農家（自作・自小作・小作）一覧〔福井県・大正11年（1922）〕

所在地	自作	自小作	小作	農家	田			畠			その他の			計		
					所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計
足羽郡東安居村(A)	山本玉七	五十嵐堯	増永平左エ門(D)	A	反13.000	反-	反13.000	反5.000	反-	反5.000	反1.000	反-	反1.000	反19.000	反-	反19.000
				D	9.007	6.121	15.128	1.000	0.215	1.215	0.205	-	0.205	11.110	6.406	17.516
				G	0.311	17.619	18.000	0.003	1.000	1.003	0.129	6.000	6.129	0.513	24.619	25.202
坂井郡伊井村(B)	荒田七郎右エ門	堀川長左エ門(E)	中島豊作(H)	B	13.612	-	13.612	1.300	-	1.300	0.321	-	0.321	15.303	-	15.303
				E	10.520	6.700	17.220	1.628	0.317	2.015	0.900	0.100	1.000	13.118	7.117	20.305
				H	-	12.200	12.200	-	0.100	0.100	-	0.419	0.419	-	12.719	12.719
吉田郡上志比村(C)	南部七郎右エ門	加藤八五郎(F)	南部林五郎	C	10.216	-	10.216	0.827	-	0.827	22.305	-	22.305	43.418	-	43.418
				F	6.000	1.507	7.507	0.318	-	0.318	0.211	-	0.211	6.529	1.507	8.106
				I	-	5.515	5.515	0.213	0.524	0.807	-	0.207	0.207	0.213	6.318	6.601

注：1) 「福井県・農家経済調査成績カード」（京都大学農学部簿記施設研究所所蔵）により作成。

そこで表-1にみるとおり、東安居村では、(A)山本玉七（自作）・(D)五十嵐 堯（自小作）・(G)増永平左エ門（小作）の3戸、伊井村で、(B)荒田七郎右エ門（自作）・(E)堀川長左エ門（自小作）・(H)中島豊作（小作）の3戸、上志比村では、(C)南部七郎右エ門（自作）・(F)南部林五郎（自小作）・(I)加藤八五郎（小作）の3戸、計9戸について考察する<sup>3)</sup>。

まずこれら農民諸階層の居住する各村の地域性を略述すれば、東安居村は、福井市西郊の三ツ橋地方・境・東明里など13か村が合併して成立し、旧村名を継承した13大字を編成。足羽・日野・両河川の後背湿地帯であったため常に水害を被ったが、明治33年（1900）に始まる両河川の改修によって、堤防・放水路ができ水禍を免れることになった。福井市近郊のため、水稻のほかに蔬菜栽培が目立ち、換金作物として農家経済にプラスとなる。

つぎに伊井村は、旧金津・丸岡両町の間に介在し、矢地・菅野・稻越など9か村が合併して成立し、旧村名を継承した9大字を編成。住民の大部分が農業に従事するが、明治期から耕地整理が行われ、畠地の水田化が進められた結果、水田が大幅に増加した。上志比村は、九頭竜川中流左岸に位置し、北島・野中・浅見など16か村が合併して成立。農業は米作を中心であるが、機業も盛んで明治期は主として羽二重、大正5年（1916）ごろからは綿・絹交織、昭和5・6年ごろからは人絹織物へと推移した。この点、村内農家の余剰労働力の吸収に役立っている。

ところで、これら3村とも寺院のほとんどが真宗寺院<sup>4)</sup>、まさしく真宗地帯としての地域性の顕著なことがわかる。なお農家9戸の家族構成・耕作面積・水稻以外の生産物については、表-

## 「1920年恐慌」後の農家経済の実像

2のとおりで、いずれも当時としては標準的なものであるが、水稻栽培を基本としながらも、それ以外の雑穀・蔬菜類や特有作物にも力点を置くのが注目をひくところである。

表-2 調査対象農家別・家族構成・耕作面積・諸生産物調

所在地	農家	家族構成	耕作面積			水稻以外の生産物	備考
			田	畠	計		
足羽郡東安居村	A	夫婦・父母・男1・女3	反13.0	反12.0	反25.0	里芋・馬鈴薯・大根・麻・菜種	
	D	夫婦・男2・女2	14.0	2.8	16.8	大麦・大豆・蕷・茄子・瓜・西瓜・大根	
	G	夫婦・男2・女1	18.0	9.3	27.3	裸麦・大豆・小豆・甘藍・大根	長男、福井市内に常雇(自宅より通勤)
坂井郡伊井村	B	夫婦・男1・女1	12.0	2.0	14.0	大麦・小麦・大豆・蕷苔	ほかに主人の姉(盲人)
	E	夫婦・父母・男2	17.2	1.5	18.7	大麦・煙草	
	H	夫婦・父母・女4	12.2	1.0	13.2	大麦・大豆・小豆・綿・馬鈴薯・菜種	
吉田郡上志比村	C	夫婦・男3・女2	10.2	0.9	11.1	大豆・里芋・茶・桑・果樹	長男、組合書記 次男入宮中
	F	夫婦・父母・男1・女2	7.5	2.4	9.9	大麦・桑・甘藷・馬鈴薯・その他蔬菜	
	I	夫婦・男1	5.5	3.0	8.5	大麦・大豆・馬鈴薯・里芋・紫雲英・桑・甘藷・大根	

### 3 自・小作別農家経済収支状況

自作農〔A・B・C〕、自小作農〔D・E・F〕、小作農〔G・H・I〕の農家経済収支状況は、表-3・表-4・表-5のとおりである。まず自作農につき、大正10年の収支差引高<農家経済余剰>をみると、家計費「第2生活費」のなかの「臨時費」を含めた①も、同費を含めない②のいずれもが、A家・B家・C家の順にかなりの黒字となる。さらに翌11年・13年の収支差引高をみると、C家(11年)をのぞき、A家・B家の順に、やはり黒字計算となる。とりわけA家の場合、たとえば11年の玄米販売額で1,116.85円(43石7斗)・畠作(蔬菜類)販売額が1,184.78円など、かなりの商品生産者としての農業経営を行っていることがわかる。

つぎに自小作農では、10年の収支差引高をみると、F家の欠損をのぞき①・②の双方とも自作農につづき、D家・E家の順に黒字となる。翌11年・13年については、F家(11年)の欠損をのぞき、E家は①・②ともに、またD家は、②だけでみれば黒字計算となる。ところがD家の①では、両年とも欠損が出る。この点、表-4の「注」欄記載のとおり、家計費の冠婚葬祭費(注、13年は長女の結婚等による)の臨時的な大幅支出にともなうもので、こうした出費を除外すれば、②のとおり、両年ともかなりの黒字が見込まれる。

表-3 自作農(A・B・C 3家) 農家経済収支状況調(福井県・大正10~13年)

農家	年次	農業総収益	農業経営費	農業所得	農家総収益	農家経費	農家所得(A)	家計費	差引	備考
								(a)	①(A)-(a)	
								(b)	②(A)-(b)	
A	大正10	2,575.46	504.47	2,070.99	3,098.46	639.09	2,459.37	1,139.49(a) 1,087.24(b)	①1,319.88 ②1,372.13	生産物販売額2,846.41円 <内訳不詳> 小作料収入502.80円
	11	2,130.25	569.28	1,560.97	2,630.68	577.18	2,053.50	1,360.37(a) 1,242.94(b)	① 693.13 ② 810.56	生産物販売額2,309.73円 <玄米1,116.85円(43石7斗), 畑作1,184.78円> 小作料収入480.43円
	13	2,376.33	605.73	1,770.60	3,095.07	732.04	2,363.03	1,432.98(a) 1,303.38(b)	① 930.05 ② 1,059.65	耕種収入2,341.90円 農産加工収入 34.43円
B	大正10	1,176.92	514.74	662.18	1,185.70	512.34	673.36	483.99(a) 453.16(b)	① 189.37 ② 220.20	生産物販売額532円 <内訳不詳>
	11	1,022.67	428.66	594.01	1,085.40	424.77	660.63	498.88(a) 476.13(b)	① 161.75 ② 184.50	生産物販売額693.22円 <玄米619.95円, 畑作13.97円その他53.65円>
	13	1,522.95	456.37	1,066.58	1,607.02	462.91	1,144.11	597.77(a) 542.97(b)	① 546.34 ② 601.14	耕種収入 1,357.85円 養畜収入 126.66円 農産加工収入 31.59円
C	大正10	1,069.85	156.45	913.40	1,123.41	314.64	808.77	774.64(a) 744.64(b)	① 34.13 ② 64.13	生産物販売額393.50円 <内訳不詳>
	11	695.21	322.45	372.76	840.56	331.29	509.27	744.21(a) 701.61(b)	①-234.94 ②-192.34	生産物販売額626.34円 <玄米529.20円, 養畜54.78円, 木材29.01円など> 小作料収入64.35円

注: 1) 前掲「福井県・農家経済調査成績カード」により作成。

2) 「家計費」欄の(b)は、第2生活費のなかの臨時費を除外した額。

表-4 小作農(D・E・F 3家) 農家経済収支状況調(福井県・大正10~13年)

農家	年次	農業総収益	農業経営費	農業所得	農家総収益	農家経費	農家所得(A)	家計費	差引	備考
								(a)	①(A)-(a)	
								(b)	②(A)-(b)	
D	大正10	1,828.42	538.60	1,289.82	1,900.76	523.60	1,377.16	799.23(a) 773.40(b)	① 577.93 ② 603.76	小作料236円 <1.玄米販売額668.90円・ 2.自家消費額297.04円>
	11	1,566.63	522.16	1,044.47	1,681.73	514.07	1,167.66	1,228.78(a) 838.03(b)	① -61.12 ② 329.63	小作料117.12円 <1,1,000.47円(36石1斗) 2,855.18円>
	13	2,159.54	947.28	1,212.26	2,602.24	1,018.53	1,583.71	1,871.90(a) 892.80(b)	①-288.19 ② 690.91	小作料421.50円(うち金 納15.96円)<1,958.50円>
E	大正10	1,186.92	581.15	605.77	1,318.37	612.22	706.15	579.39(a) 538.52(b)	① 126.76 ② 167.63	小作料210.63円 <1,509円2,328.54円>
	11	1,701.43	699.90	1,001.53	1,767.50	681.19	1,086.31	559.50(a) 559.50(b)	① 526.81 ② 526.81	小作料227.44円 <1,577円2,305.19円>
	13	1,766.57	561.67	1,204.90	1,890.95	562.78	1,328.17	636.44(a) 620.44(b)	① 679.78 ② 695.78	小作料81.32円 <1,527.30円>
F	大正10	814.89	495.65	319.24	835.54	470.37	365.17	706.23(a) 648.83(b)	①-341.06 ②-283.66	小作料97.50円 <1,540.71円 2,285.67円>
	11	613.99	317.42	296.57	688.99	297.42	391.57	654.76(a) 552.89(b)	①-263.19 ②-161.32	小作料80.13円 <1,142.30円 2,347.35円>

注: 1) D家の大正11年、差引欄の①では、家計費のなかの臨時費、冠婚葬祭費390.75円支出のため、差引赤字となる。また13年の①では、臨時費、冠婚葬祭費(長女の結婚)979.10円支出のため差引赤字となる。

2) F家の11年、差引欄の②では、臨時費、冠婚葬祭費等101.87円を除外したため、赤字幅が減少する。

「1920年恐慌」後の農家経済の実像

表-5 小作農（G・H・I 3家）農家経済収支状況調（福井県・大正10～13年）

農家	年次	農業総収益	農業経営費	農業所得	農家総収益	農家費	農家所得(A)	家計費		備考
								(a)	①(A)-(a)	
								(b)	②(A)-(b)	
G	大正10	円 2,315.47	円 1,582.74	円 732.73	円 2,424.47	円 1,538.19	円 886.28	円 681.74(a) 671.40(b)	① 204.54 ② 214.88	小作料 945円 <1.玄米販売額 915.30円 2.自家消費額 284.67円>
	11	1,552.15	1,187.19	364.96	1,739.15	1,167.19	571.96	774.82(a) 774.82(b)	① -202.86 ② -202.86	小作料 657.70円 <1,464円(14石4斗) 2,350.83円>
	13	1,433.60	718.45	715.15	1,482.35	718.45	763.90	627.87(a) 587.87(b)	① 136.03 ② 176.03	小作料 428.53円 <1,233.50円>
H	大正10	1,026.44	587.28	439.16	1,167.69	587.28	580.41	552.64(a) 529.48(b)	① 27.77 ② 50.93	小作料 418.57円 <1,107.84円 2,279.74円>
	11	888.56	554.29	334.27	1,022.49	531.71	490.78	549.80(a) 529.80(b)	① - 59.02 ② - 39.02	小作料 334.95円 <1,442.80円(14石8斗) 2,277.015円>
	13	1,388.37	788.66	599.71	1,578.37	792.46	785.91	669.32(a) 667.10(b)	① 116.59 ② 188.81	小作料 502.33円 <1,286.70円>
I	大正10	--	--	--	--	--	--	--	① - ② -	小作料 221.87円 <1,190.85円 2,55.14円>
	11	601.35	306.38	294.97	644.59	301.35	343.24	369.87 317.87	① - 26.63 ② 25.37	②では臨時費の冠婚葬祭費52円を除外するため差引黒字となる

特にD家の場合、11年での玄米販売額が1,000.47円（36石1斗）、13年で958.50円の相当額にのぼるが、いっぽう小作料で、それぞれ117.12円、421.50円（うち金納15.96円）を支出するため、もし小作料をそれぞれ半額程度に減額すれば、前述の家計費にかなりの臨時費を含めても、収支差引の赤字はごく僅少となる勘定である。

さらに小作農の場合、10年ではG家・H家の順に差引高が黒字となるが、翌11年ではG・H・Iの3家とも、若干の赤字を出し、ついで13年には、G・H両家ともに黒字計算となる。この点表-5の「備考欄」に記載のとおり、11年でG家の玄米販売額が、自家消費高（350.83円）を上回る464円（14石4斗）にのぼるにからず、小作料657.70円の過重負担となるのが、収支欠損を決定的にすることがわかる。H家の場合も、玄米販売額が自家消費高（277.015円）を大幅に上回る442.80円（14石8斗）となるが、小作料334.95円の支出により、若干の収支赤字となっていいる。

#### 4 農家経済余剰の性格

自・小作別の農家経済収支状況は以上のとおりであるが、「1920年恐慌」後にかかわらず、計9戸の農家経済にみるかぎり、自作農はもちろん、中層どころの自小作・小作農が、米穀など諸物産の販売者として小商品生産者化することにより、恐慌を回避・克服するのに懸命となるのをみてとることができる。それにもかかわらず、特に自小作・小作農の場合、米穀を少しでも高く販売できるように、品種の改良、品質の統一、労働力の集約的投下に力こぶを入れても、現物高

額小作料の支出により<sup>5)</sup>、年度によってはかなりの収支欠損を出さざるを得なくなる。

また自小作・小作農が、かなりの収支黒字計算となる場合にしても、農業経営費に含まれる「労賃」をできるだけ切り詰めた金額にとどめるなど、かれらが本来「労働報酬」として取得すべき「労賃」をほとんど無償化することにより、つまり自家労働の「自己搾取」により、精いっぱいの「農民的余剰」が確保できたものとみなければならない。

## 5 真宗地帯との関連性

越前地方でも、特に坂井・足羽・吉田3郡は、真宗地帯としての地域性が目立ち<sup>6)</sup>、足羽郡東安居村・吉田郡上志比村・坂井郡伊井村の3村とも、真宗門徒層の圧倒的に多い地域である。それだけに、真宗教義の「家業精励」の「職業倫理」が、地域農民諸階層におよぼす働きは、意外に大きかったものと考えたい<sup>7)</sup>。

たとえば、前述の伊井村の自作農荒田七郎右エ門(B)は、善能寺(本願寺派、現坂井町大味)の檀徒で、福井西別院の世話方をつとめるなど、熱心な宗教活動を営んでいた。いっぽう地域では、村会議員として活躍し、産業組合の諸事業推進にも尽力している。また用水改良事業にも力こぶを入れるなど、地域の活性化に著しい成果をあげたという<sup>8)</sup>。さらに同村の自小作農堀川長左エ門(E)は、常楽寺(本願寺派、現三国町加戸)の檀徒で、毎春の吉崎での蓮如忌には必ず参詣するという熱の入れようであった。地域では、村壯年会を中心に、副業奨励による農事振興を提唱し、また真宗教義による社会教化活動に懸命に取り組んだという<sup>9)</sup>。

いっぽう、上志比村の自作農南部七郎右エ門(C)は、超勝寺(本願寺派、現福井市藤島)の檀徒で、村落内の総代や世話方をつとめ、熱心な宗教活動を行った。村会議員のほか農会・産業組合理事として、地域の農事改良・振興に尽力、とりわけ特有物産(養蚕・葉煙草・菜種)の増産による農家経済の向上・発展に率先努力している。さらに農村経済更生運動では、村落「中心人物」として活躍し、しばしば村落集会・学習会など催して、真宗倫理の実践化の主導的役割を担い、地域連帶による「自力更生」の啓蒙策に取り組んだのが、大いに注目をひくところである<sup>10)</sup>。また同村の自小作農南部林五郎(F)も、前述の超勝寺の檀徒で、村落内の世話方をつとめるとともに、農会・産業組合・用水組合の諸活動に実質的な役割を果たしたという<sup>11)</sup>。また地域ぐるみの青年会活動にも力こぶを入れるなど、まさしく真宗倫理の生活化にかなりの成果を発揮したといえよう。

以上のように、これら自作・自小作農はいずれも熱心な真宗門徒であり、大正後期から昭和前期にかけて、それぞれ地域の農会・産業組合等を基軸として、諸物産の増産・農事振興に大いに尽力し、地域連帶の「農村更生」に大きな役割を果たしたことが判明する。この点、真宗地帯としての地域性との緊密な関連性をみてとることができよう。

## 6 総 括

越前地方の通常、経営耕作地1町前後および1町から2町程度の自作・自小作の中層農が、昭和

初期の「昭和恐慌」に対して、概してこれを回避・克服する底力を発揮し、いわゆる「中農標準化傾向」を、一層強めることになる<sup>12)</sup>。そこで、前述の足羽郡東安居村・坂井郡伊井村・吉田郡上志比村3村の自作・自小作農の農家経営にみるとおり、かれらはすでに、「1920年恐慌」のさい、米穀以外の農産物収入にも精いっぱい力こぶを入れ、しかもできるだけ自家労働で、「労賃」を無償化することにより、当時の恐慌を一応克服している点に着目せねばならない。

しかも、こうした諸村落が、真宗地帯としての地域性の目立つなかで、真宗倫理の「家業精励」・「世俗内禁欲主義＝勤儉貯蓄」の生活態度に支えられ、さらに「同朋」意識による地域連帶の強じんな力を発揮する方向をとることは、「昭和恐慌」後の昭和7年（1932）からはじまる「農村経済更生運動」で、いよいよ顕在化する。坂井郡伊井村は昭和9年、吉田郡上志比村は翌10年に、それぞれ指定村となり、これら両村民＜真宗門徒農民層＞は、真宗倫理の「同朋」意識に根ざした挙村的態勢により、農業経営・農事振興において大いに実効をあげている。

こうした越前真宗地帯の他の諸町村についても、程度の差こそあれ「経済更生」の成果を発揮するが<sup>13)</sup>、その中核的な農民階層は、自作・自小作農であり、すでにかれらが逢着した大きな試練こそ、大正後期の「1920年恐慌」であったことに、改めて注目すべきであろう。

#### 註

- 1) 「第VII-36表 米価とまゆ価の変動」（細貝大次郎『近代日本経済史概説』御茶の水書房 1977年）による。
- 2) 真宗教義に特徴的な「職業倫理」の革新性につき、小著『日本近代化と真宗地帯の研究－福井県下の動向を中心に－』（思文閣出版 1989年）において、種々検討した。
- 3) 旧足羽郡東安居村・旧坂井郡伊井村・吉田郡上志比村の3村で、それぞれ自作・自小作・小作の3農家、計9農家を調査対象とするが、これらの調査資料は、京都大学農学部簿記施設研究所が所蔵するのを、福井県史編さん課が複製・収集したものである。実は農林省から委嘱された福井県農会が、大正10年（1921）から実施した「農家経済調査」のさいの「調査カード」の原本とみられるだけに、きわめて貴重なものである。各農家名が記載され、それぞれの具体的な経営内容が判明するが、小論では、本課題に直接かかわる総括的な収支状況だけに限定し、農業総収益・農業経営費・農家総収益・農家経費・家計費等の具体的な内容は割愛した。なお、本調査カードには、その他、大正11年の吉田郡淨法寺村（現吉田郡永平寺町）自小作、小林吉兵衛、同13年の今立郡北中山村（現鯖江市）自小作、石黒伊右衛門、同年同村の小作、南部左右衛門の分が収録されている。本資料の借覧にご高配をいただいた福井県史編さん課に深謝する。
- 4) 旧坂井郡伊井村では、専念寺（桑原）はじめ3寺のすべてが、吉田郡上志比村では、吉峰寺（吉峰寺、曹洞宗）のほかは、興行寺はじめ5寺のすべてが真宗寺院である。
- 5) 「1920年恐慌」後的小作争議の高揚するなかで、とりわけ小作農における「自家労賃意識」の著しい成果がみられ、それとともに「必要労働部分に迄も喰い込むほどの全余剰労働を吸収する地代範疇」（山田盛太郎『日本資本主義分析』）とされる高率小作料に対して、次第に厳しい批判が向けられる。したがって、たとえば大正14年の今立郡北日野村小野谷（現武生市）の「小作地1反歩収支計算」（平均率）（『大原社研文書』）において、小作料率が60%で、差引損失が33円46銭となる。そのため9.3%に大幅に減額してはじめて収支のバランスがとれるが、このさい労賃を一切無償化すれば、60%の小作料率であっても、逆に13円49銭の余剰となる。事実「労賃」の最大限の切り詰めにより、辛うじて「農民的余剰」が創出されるとみなければならない。
- 6) 第3表「福井県郡別・宗派別寺院調」（大正13年）〔前掲『日本近代化と真宗地帯の研究』p.10〕によると、坂井郡76.1%・足羽郡80.4%・吉田郡67.9%の高い比率をみせている。

- 7) 明治10年代から20年代にかけての福井市近郊足羽郡下の農村社会で、真宗門徒意識に徹した「老農」飯田弥次兵衛（同郡半田村）が、巡回指導するなかで、真宗教義に特有な「職業倫理」に根ざした「家業精励」「世俗内禁欲主義」などを説き、真宗門徒としての「同朋」意識の高揚につとめ、農民諸階層の地域連帶の営農活動に著しい促進的作用を發揮したことを、小論「明治前期の勧業策と真宗地帯－福井市近郊農村、1篤農の巡回指導－」〔『福井工業大学研究紀要』(20) 1990年〕で種々検考した。
- 8) 荒田いづえ氏（福井県坂井郡金津町伊井、大正11年生）の談話による。
- 9) 堀川友則氏（同郡同町伊井、昭和24年生）の談話による。
- 10) 南部信哉氏（福井県吉田郡上志比村栗住波、昭和2年生）の談話による。
- 11) 南部林勇氏（同郡同村栗住波、昭和14年生）の談話による。
- 12) 「昭和恐慌」前後の福井県下の農家経済動向につき、福井県農会「農家経済調査成績」（『福井県農事試験場文書』）により、大野郡富田村（現大野市）・丹生郡吉野村（現武生市）遠敷郡今富村（現小浜市）各村の標準的な自作・自小作・小作の3農家、計9農家を調査した結果、とりわけ自作・自小作の中層農が、「昭和恐慌」を回避・克服する底力を發揮し、「中農標準化傾向」が一段と顕在化することが判明する。小論「昭和恐慌前後の農家経済の一考察－福井県下の動向を中心に－」〔『福井工業大学研究紀要』(14) 1984年〕参照。
- 13) 前掲『日本近代化と真宗地帯の研究』において、昭和戦前期の農村経済更生運動にあたり、越前真宗地帯の諸指定村の著しい進ちょく状況を具体的に考察した。

(平成2年10月27日 受理)